

高等教育の修学支援新制度

(給付奨学金・授業料減免)

申請の手引き

給付奨学金の手続きについては 6 ページ をご覧ください

授業料減免の手続きについては 12 ページ をご覧ください

高等教育の修学支援新制度の申請を希望する場合、スカラネットで「給付奨学金及び授業料減免」を希望すると回答する必要があります。

(提出期限)

給付奨学金	スカラネット入力期限	令和8年5月7日(木)
	確認書等提出期限	
授業料減免	申請書提出期限	令和8年5月7日(木)
	その他の書類 (高専機構授業料免除申請をする場合)	令和8年6月11日(木)

宇部工業高等専門学校

目次

I. 高等教育の修学支援新制度について	3 p
II. 認定要件	4 p
【給付奨学金関係】	
III. 日本学生支援機構給付奨学金の申請について	
1. 配付資料	6 p
2. 識別番号（ユーザ ID・パスワード）	6 p
3. 提出期限	6 p
4. マイナンバー提出方法お問い合わせ先	6 p
5. 申請の流れ	7 p
6. 提出書類	9 p
7. スカラネット下書き用紙 記入要領	10p
【授業料減免関係】	
IV. 授業料減免の申請について	
1. 配付資料	12p
2. 申請の流れ	12p
3. 国立高等専門学校機構における授業料免除制度について	12p
4. 提出書類・提出期限	14p
5. その他	14p

I 高等教育の修学支援新制度について

1. 制度の概要

令和2年4月より大学等の高等教育機関における修学支援のための取り組みとして、高等教育の修学支援新制度が開始されました。本制度では、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍出来るようになることを目的に、「授業料・入学料の減免」と「返還不要の給付奨学金」の2つの支援が行われます。

(対象学年)

本科4・5年生，専攻科生

(支援の内容)



(授業料等減免額・奨学金給付額)

区分	入学料	授業料 (年額)	給付奨学金 (月額)	
			自学通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	84,600 円※ ²	234,600 円※ ²	17,500 円 (25,800 円) ※ ¹	34,200 円
第Ⅱ区分	56,400 円※ ²	156,400 円※ ²	11,700 円 (17,200 円) ※ ¹	22,800 円
第Ⅲ区分	28,200 円※ ²	78,200 円※ ²	5,900 円 (8,600 円) ※ ¹	11,400 円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	84,600 円※ ²	234,600 円※ ²	4,400 円 (6,500 円) ※ ¹	8,600 円

※¹生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、給付奨学金の月額がカッコ内の金額となります。

※²多子世帯に該当する場合の入学料（令和7年度4年次編入生又は専攻科入学生）及び授業料は区分を問わず満額免除となります。

Ⅱ 認定要件

高等教育の修学支援新制度では、学業に関する基準や家計の経済状況に関する基準などの認定要件を満たす学生が支援対象となります。

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

- 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等への入学時期等に関する要件

- 過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
- 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。
- 専攻科入学生は、高専等を初めて卒業した年度の末日から、専攻科に入学した日までの期間が1年を経過していない者。

例：(×対象外) 2024年3月に高等学校を卒業 → 2026年4月編入学

(○対象) 2025年3月に高等学校を卒業 → 2026年4月編入学

(×対象外) 2025年3月に高等専門学校卒業 → 2026年4月専攻科入学

(○対象) 2026年3月に高等専門学校卒業 → 2026年4月専攻科入学

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

学年	基準
4年生 (編入生含む)	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none">● 高校等(高専1～3年次)における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること● 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること● 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
5年生 専攻科生	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none">● GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること● 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※学力の基準を満たしていない場合は、修学の目的等に関するレポートを提出いただき、選考します。

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準（後期の申込においては、令和7年度（令和6年分）の所得を基に算出。）

【算式】 支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)
(100円未満切り捨て)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額) に 3/4 を乗じた額

区分	支給額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）※
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3※
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3※
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	51,300円以上～154,500円未満	満額（上限の範囲内）※

※多子世帯に該当する場合の減免額は区分を問わず満額免除となります。

※進学資金シミュレーターについて

日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」(右のQRコード)で、収入基準に該当するかどうかをおおよその目安で確認することができます。



○資産基準

申込日時点の学生と生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）

※退職金も含まれます。

・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等）

※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

Ⅲ 日本学生支援機構給付奨学金の申請について

日本学生支援機構給付奨学金の申請にあたっては、配付した冊子「2026 年度奨学金案内ダイジェスト」をよく読んで、手続きを進めてください。

給付奨学金の制度について、さらに詳細な内容が記載されている「給付奨学金案内」は右記 QR からご確認いただけます。



給付奨学金案内

1. 配付資料

- 2026 年度奨学金案内ダイジェスト
- スカラネット入力下書き用紙
- 奨学金確認書兼地方税同意書のセット

2. 識別番号（ユーザ ID・パスワード）

スカラネット入力時に必要な識別番号は次のとおりです。

ユーザ ID	※配布資料に掲載されています。
パスワード	※配布資料に掲載されています。

3. 提出期限

スカラネット入力期限	令和 8 年 5 月 7 日 (木)	スカラネット（オンライン）で提出
必要書類の提出期限		宇部高専学生課学生係に提出
奨学金確認書兼地方税同意書のセット提出期限	スカラネット入力後、1 週間以内	日本学生支援機構に提出

4. マイナンバー提出方法お問い合わせ先

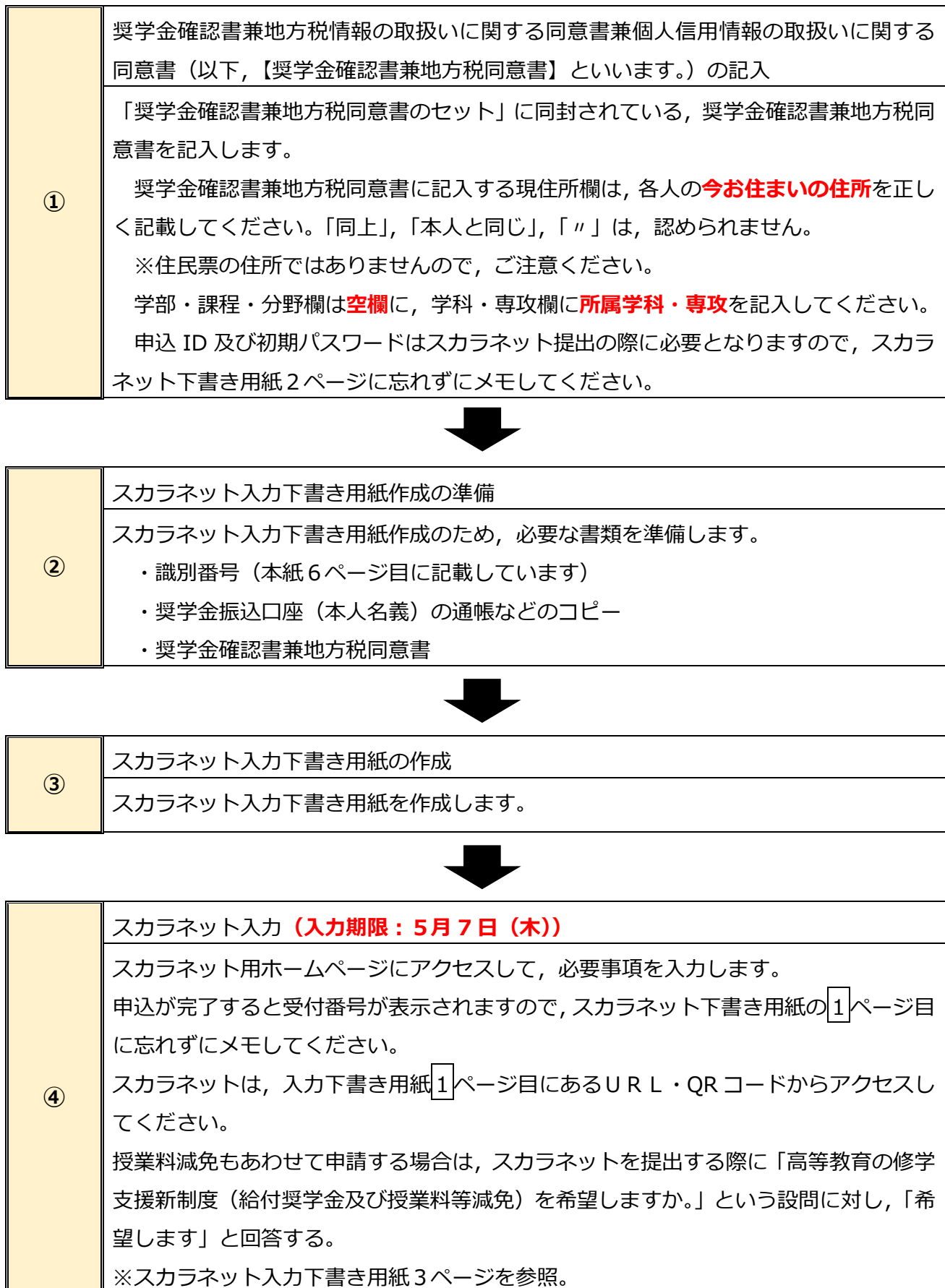
マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先は、以下にお願いします

○マイナンバー提出専用コールセンター

電話番号：0570-001-320（ナビダイヤル・全国共通）※通話料がかかります

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分（土日祝日・年末年始を除く）

5. 申請の流れ



⑤	奨学金確認書兼地方税同意書の提出 (日本学生支援機構に提出)
	スカラネット入力完了後，1週間以内に奨学金確認書兼地方税同意書を【 日本学生支援機構 】に提出します。配付した「奨学金確認書兼地方税同意書のセット」にある，橙色の封筒で郵送してください。※必ず郵便局の窓口でお手続きください。



⑥	書類の提出 (提出期限：5月7日(木))
	「6. 提出書類」記載の提出書類を，学生課学生係へ提出してください。

6. 提出書類

スカラネット入力完了後、下記の書類を学生課学生係へ提出してください。

提出書類については、マイナンバーの記載がないもの（省略されたもの）を提出してください。

	書類名	注意事項・補足説明
申請者全員	<input type="checkbox"/> スカラネット入力下書き用紙（コピー） ※奨学金振込口座の通帳のコピーを貼付	送信時に表示される受付番号を表紙の受付番号記入欄に <u>記入したものを提出してください。</u>
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間が明記されている 証明書類	申請者本人が外国籍の場合、次のいずれかを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 在留カード（コピー） ● 特別永住者証明書（コピー） ● 住民票の写し（原本）
	<input type="checkbox"/> 施設等在籍証明書 <input type="checkbox"/> 児童（里親）委託証明書 <input type="checkbox"/> 措置解除決定通知書（コピー可）	申請者本人が社会的養護を必要とする人（18歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人） であることがわかる日付が記載された証明書類
	<input type="checkbox"/> 令和7年度（令和6年分）課税証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーに代わる提出書類	申請者本人・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合は、提出してください。「マイナンバーに代わる提出書類」について、様式は日本学生支援機構のHPに掲載されています。 （アクセス方法） ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む（在学採用）>在学採用/大学院予約採用申込みにおけるマイナンバーの使用
	<input type="checkbox"/> 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等	生計維持者が海外に居住し、2025年度（2024年1月～12月分）の住民税が課税されていない（2025年1月1日時点で国内に居住していない）場合は、提出して下さい。 様式は、日本学生支援機構のHPに掲載されています。 （アクセス方法） ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む（在学採用）>大学等在学採用/大学院予約採用申込みにおけるマイナンバーの使用>生計維持者が海外に居住している場合（大学等・大学院申込み）

7. スカラネット入力下書き用紙 記入要領①

スカラネット入力下書き用紙を作成する際の注意点などを記載しています。

ページ	項目	記入要領・注意事項												
1	受付番号	スカラネットで申込完了後に表示される受付番号を記入してください。												
	識別番号入力	本紙1ページ目, II. 識別番号(ユーザID・パスワード)に記載されています。												
	申込選択	(1) 定期採用(1次又は2次 給付奨学金・貸与奨学金)を選択してください。												
2	ログイン	配付資料「奨学金確認書兼地方税同意書のセット」に入っている「奨学金確認書兼地方税同意書」に申込IDと初期パスワードが記載されています。												
3	②-奨学金申込情報	誤って給付奨学金を「希望しません」を選択して入力完了した場合, 再度申込を行う必要がありますのでご注意ください。												
4~6	③-あなたの在学情報	(3) あなたの在学している学科名を選択してください。 以下のとおり選択してください。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属している学科・専攻</th> <th>選択する学部・学科・分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械工学科, 生産システム工学専攻</td> <td>機械</td> </tr> <tr> <td>電気工学科</td> <td>電気電子</td> </tr> <tr> <td>制御情報工学科</td> <td>情報通信</td> </tr> <tr> <td>物質工学科, 物質工学専攻</td> <td>生物化学</td> </tr> <tr> <td>経営情報学科, 経営情報工学専攻</td> <td>情報通信</td> </tr> </tbody> </table>	所属している学科・専攻	選択する学部・学科・分野	機械工学科, 生産システム工学専攻	機械	電気工学科	電気電子	制御情報工学科	情報通信	物質工学科, 物質工学専攻	生物化学	経営情報学科, 経営情報工学専攻	情報通信
		所属している学科・専攻	選択する学部・学科・分野											
		機械工学科, 生産システム工学専攻	機械											
電気工学科	電気電子													
制御情報工学科	情報通信													
物質工学科, 物質工学専攻	生物化学													
経営情報学科, 経営情報工学専攻	情報通信													
(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか。 本科生は「いいえ」を, 専攻科生は「はい」を選択してください。														
(10) あなたが通学するキャンパスのある住所 郵便番号は【755-0097】を記入してください。 住所は【山口県宇部市常盤台2丁目14番1号】														

7. スカラネット入力下書き用紙 記入要領②

ページ	項目	記入要領・注意事項
9	⑥－あなたの履歴情報	<p>1. あなたの最終学歴 本科1～3年生は、中学校を卒業した年月を入力してください。 本科4・5年生は、本科3年生を修了した年月を入力し「高等専門学校」を選択してください。 専攻科生は、本科5年生を卒業した年月を入力し「高等専門学校」を選択してください。</p>
		<p>2. あなたは国内の高等学校（本科）を卒業しましたか 本科4年生以上で、1年生から高専に在学している場合は、「はい」を選択して、本科3年生を修了した年月を入力してください。</p>
10～12	⑧－貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人情報	<p>親権者（未成年後見人）について スカラネット入力日時点で未成年（18歳未満）の場合、入力する必要があります。</p>
12～15	⑨－あなたの家族情報	<p>2. 生計維持者について記入してください。 「生計維持者」については、必ず奨学金案内ダイジェストの2ページ及び給付奨学金案内の12～13ページを確認してください。 原則、父母ですが、無収入であっても生計維持者として入力する必要があります。</p>

IV 授業料減免の申請について

1. 配付資料

- 高等教育の修学支援新制度申請のてびき（本紙）

2. 申請の流れ（高等教育の修学支援新制度）

①	スカラネット提出（提出期限：5月7日（木））
	「スカラネットを提出する際に高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか。」という設問に対し、「希望します」と回答する。 ※スカラネット入力下書き用紙3ページを参照。

高等教育の修学支援新制度の授業料免除の申請手続きは以上です。

3. 国立高等専門学校機構における授業料免除制度について

高等教育の修学支援新制度による授業料減免の他に、国立高等専門学校機構における授業料免除制度があり、災害等、特別な事由に該当する場合は申請が可能です。

下記リンクから「令和8年度【前期】国立高等専門学校機構における授業料免除申請要項」をご確認のうえ、申請を希望する学生は、期限までに申請をしてください。

【宇部高専 HP 授業料免除について】

<https://www.ube-k.ac.jp/for-parents/exemption/>



≪ 申請書類様式 ≫

- （様式1）授業料免除申請書
- （様式2）家族状況等申告書
- （様式3）給与支給（見込）証明書
- （様式4）退職及び退職金支給証明書
- （様式5）無収入申立書
- （様式6）母子・父子世帯等申立書
- （様式7）在学及び就学状況等証明書
- （様式8）長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
- （様式9）主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は修学支援新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

4. 提出書類・提出期限

区分	提出書類	発行機関等	提出期限
国立高等専門学校機構における授業料免除申請者 全員提出	<input type="checkbox"/> 授業料免除申請書 「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免」に申請する場合は不要。	(様式1)	令和8年 5月7日(木)
	<input type="checkbox"/> 家族状況等申告書	(様式2)	令和8年 6月11日(木)
	<input type="checkbox"/> 市区町村発行の所得証明書 ・令和7年度分(令和6年分)についての記載があるもの ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	<input type="checkbox"/> 住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
該当者のみ	<input type="checkbox"/> 「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関	

5. その他

- 選考結果は, 学生・保護者宛に文書で通知します。
- 申請書類等に虚偽があったときは, 許可を取消す場合があります。
- 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも, 選考はそれぞれ各期ごとに行うため, 前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- また, 後期においても申請の手続きが必要となりますのでご注意ください。
- 前期は4月1日, 後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- 授業料免除等の申請に伴う許可, 不許可が決定されるまでの間は, その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。